

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社ひさ野

業者の住所 : 大阪府大阪市旭区大宮4-15-12

2. 競争参加停止措置期間 : 2023年9月19日～ 2023年10月18日
(1カ月)

3. 事 実 概 要 :

株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置した。
そのため、2023年3月31日に、建設業許可部局（大阪府）より、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社ひさ野が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| 1～11 略 | |
| 12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） | 当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 |
| 13～15 略 | |